

令和5年3月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	松坂城の石段にある手すりについて	<p>松阪市には松坂城という立派なお城があります。その石段に手すりを設置されたらしく、その写真を拝見しました。 あれはどうなんでしょうか。 まず、石段の上や石垣を隠すようにコンクリートがあります。あれは、どのような経緯で付けるものになったんでしょうか。コンクリートは必要なのでしょうか。また、手すりが銀の物のように思えるのですが、他の木製のものなどで代用することは出来なかったんでしょうか。 そもそも、石段に手すりを設置する必要があるんでしょうか。たしかに石段は登りにくい場所ですが、それが石段の価値であり、お城の価値なんじゃないんでしょうか。いくらバリアフリーが求められる時代でもお城は遊園地などのテーマパークと違い史跡を正しく繋いでいく場所です。そこはご考慮されたのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設置した理由 ・手すりを銀のものにした理由 ・コンクリートを足した理由 <p>これらについてできる限り教えていただきたいです。どうかよろしく願います。</p>	<p>松坂城跡の整備に関しては、文化庁、三重県教育委員会、各種専門家や市民代表からなる松坂城跡整備検討委員会の指導・助言をいただきながら、『史跡松坂城跡整備基本計画』に基づき実施しています。松坂城跡は、都市公園「松阪公園」でもあることから、上記の整備基本計画も、史跡と公園の両方の価値を認め、バランスよく整備していく内容になっています。以下、ご質問の3点についてお答えいたします。</p> <p>①手すりを設置した理由 補助手すりの設置に関しては、整備検討委員会の場で長年にわたり議論を重ねてまいりました。そして全体的な整備を検討する中で、位置づけられるべきとの指導を受け、改めて松坂城跡全体の課題を抽出して議論を重ね、令和4年3月に『史跡松坂城跡動線整備基本計画』をまとめました。その基本方針には「・・・高齢者、障がい者への配慮など、できるだけ多くの方に訪れてもらえる整備内容とする。(抜粋)」と明記しています。補助手すりの設置は、その方針を基に設置したものです。この計画はホームページでもご覧いただけますので、よろしければご覧ください。</p> <p>②手すりを銀のものにした理由 手すりの仕様に関しては、当初は木製と金属製の2つの候補があり、歴史的な設備という誤解を与えないこと、設備の長寿命化を図ること、今後の管理が容易なこと等を考慮して、整備検討委員会のご指導を受け金属製に決定しました。次に色味ですが、複数の手すりのサンプルを用意して、整備検討委員に現地で色の確認をしていただきました。その結果、現在の色が背面石垣の色と違和感がないことや、若干ではありますが蓄熱しにくいことが確認されたため、現在の製品に決まりました。</p>	<p>文化課 電話：53-4393</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	松坂城の石段にある手すりについて		<p>③コンクリートを足した理由 事前の発掘調査の結果、史跡保護上、基礎設置のための掘削ができないと分かり、置き式のコンクリート基礎の自重で手すりを支える必要があったためです。そして、コンクリート基礎の表面は、打ちっぱなしではなく、少しでも景観に配慮した工夫をするようご指導があり、検討の結果、現在の模様の付いた仕様となりました。</p> <p>史跡の整備にあたっては、各機関の指導・助言だけではなく、現地説明会やシンポジウム等を行い、市民のご意見を直接いただく機会も積極的に設けています。その上で、松阪市は、史跡と公園が両立する整備を実施していくこととなります。将来的には、社会の価値観の変化や、技術の進歩によってより適した整備方法が生まれるかもしれません。その時に備え、可逆性を担保することが大切であると考えます。このことを考慮し、補助手すりのコンクリート基礎と石段の間にはシートを挟んで、縁を切り、復原を可能にするという工夫をしています。</p> <p>今回いただきましたご意見も真摯に受け止め、今後の整備に活かしてまいります。ありがとうございました。</p>	文化課 電話：53-4393

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	母子不正受給	<p>小学生の子供と同級生のお子さんを持つお宅ですが、子供が遊びに行くといつも男の人が寝ているといっています シングルマザーで母子手当を貰っているはずですが、昨年赤ちゃんも出産しています 私達が一生懸命働いて収めている税金を不正の受給しているのはとても許せません しっかり調査してください 松阪市は不正受給には怠慢だと耳にすることが多いです。</p>	<p>児童扶養手当はひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とした手当であり、いわゆる「事実婚」にあたる場合は支給要件に該当いたしません。 このため、毎年8月に受給資格を確認するための現況届を提出いただき、事実婚の有無を含めた受給資格の有無を確認しております。 また、市民の方からの情報提供などにより、児童扶養手当を受給中のご家庭に事実婚の疑いがある場合には、現地調査や面談を行うなどの対応を行っております。 その結果、事実婚に該当すると判断した場合は資格を喪失することとなります。また、このことが以前から同様の状態である場合には、過去にさかのぼって資格喪失となり、児童扶養手当を返還していただくこととなります。 市としましては、引き続き不正受給が行われることのないよう、適切に対応していく所存でございます。 なお、今回ご連絡いただきました方につきまして、児童扶養手当を受給されているか否か、受給されている場合調査を行ったかどうか等、個人情報の観点からお答えさせていただくことはできませんので、ご承知おきください。</p>	<p>こども支援課 電話：53-4081</p>